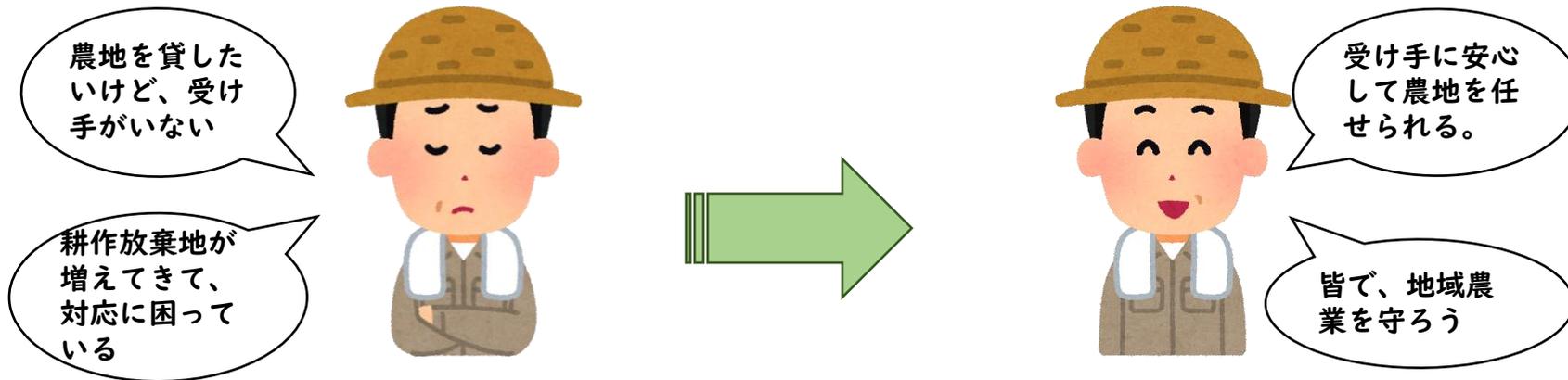


『地域計画』の策定について

～地域の農地や農業を、次世代へ引き継ぐため、まずは話し合いから！～



地域で話し合いを行い
『地域計画』を策定

これまで地域の皆さんの努力で守り続けてきた地域の農地や農業を、次世代へ着実に引き継ぐため、地域で話し合いを行い『地域計画』を策定しましょう。

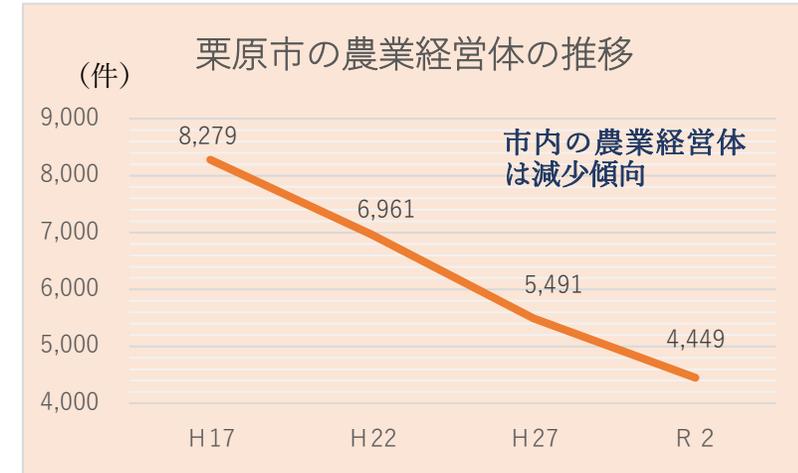
1 「地域計画」とは？

○「**地域計画**」は、農業従事者の減少や遊休農地の拡大が懸念される中、農業者や地域の皆さんの話し合いにより策定する将来の農地利用の姿を明確化した設計図です。

栗原市では、担い手農家を中心に話し合いを実施し、「**地域計画**」を策定します。

○ 6年後の農地の利用の姿を描く「**目標地図**」に加え、地域農業の将来の在り方を「**地域計画**」として、令和7年3月末までに旧町村毎に10の計画を策定します。

※「人・農地プラン」は農業経営基盤強化促進法の改正により「地域計画」になりました。



資料：農林業センサス

人・農地プラン
(地域農業の将来の在り方)



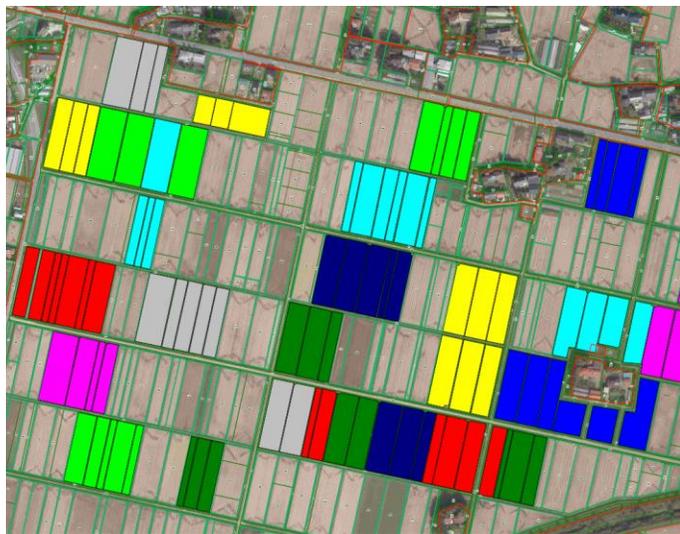
地域計画
(地域農業の将来の在り方+**目標地図**)

2 「目標地図」とは

目標地図のイメージ

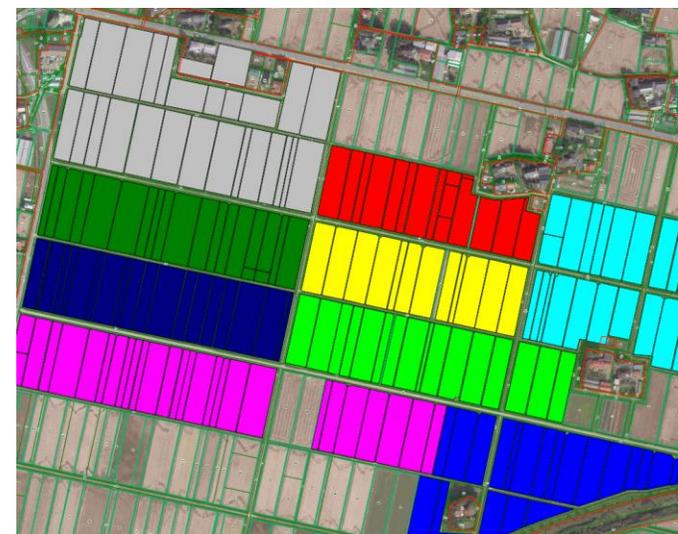
目標地図は、話し合いによって、将来の農地利用の姿を明確化するものです。
担い手農家への農地の集積や、分散してる農地を集約する計画を目標地図として作成します。

※受け手がすぐに見つからない場合、当初の目標地図では「今後検討」とし、令和7年度以降、農業者の意向を踏まえ調整しながら、徐々に完成度を高めていきます。



現況（令和6年）

農地の集積、集約化
などについて話し合
い目標地図を作成。



6年後（令和12年）

注：目標地図により、現在の耕作者に離農を促すものではありません。
将来の権利移動が確定するものではありません。

地域計画(目標地図)作成の進め方 ①

◆地域計画について

各地区の意見交換会において話し合われた、地域の課題、解決策（農地、担い手、その他）について、農政園芸課でとりまとめ、地域計画の素案として作成し、第3回協議の場で提示し、意見聴取を行います。

◆目標地図について

- ・第2回協議の場でゾーニングした図面をもとに、目標地図の素案を作成します。
⇒耕作者上位20件を着色した図面、及び人・農地プランに位置づけられている中心経営体の農地を着色した図面を用います。
- ・当初の目標地図では、**農業者の合意が得られない農地は、「今後検討」として作成します。**
- ・**令和7年度以降**、農業者の意向など、話し合いにより、**随時見直しを行い、完成度を高めていきます。**

◆第1回協議の場（前半 令和6年5月31日（金）～6月6日（木） 後半 令和6年6月28日（金）～8月9日（水） 10地区）

地域の課題、解決策（農地、担い手、その他）について、ワークショップ形式で意見交換を行いました。

◆第2回協議の場（令和6年8月26日（月）～9月5日（木） 10地区）

現況地図（耕作状況等）を参考に農地の利用に関するゾーニングをグループに分かれて行いました。

◆第3回協議の場（令和6年11月13日（水）～21日（火））

第1回及び第2回の協議の場の内容をもとに作成した、地域計画（素案）及び目標地図（素案）について意見交換を行い、さらに内容を深めていきます。

併せて、地域計画の中に、「農業を担う者」として位置付けを希望する経営体のとりまとめを行います。

4 目標地図の素案作成の進め方 ①

目標地図は、将来（令和12年）の農地利用について、農地一筆ごとに耕作者の状況を表すものです。

今回の素案作成では、現況を確認しながら、皆さんで、次の手法によりゾーニングを行います。

★協議（意見交換）内容

下記の流れで、耕作者上位20件を表した図面に、実際に書き込んでいただきます。

1 字または水系、土地改良事業区域などの単位に、まとまりのあるエリアのゾーニングを行います。

- (1) 耕作者指定エリア・・・将来の耕作者を指定するエリア （緑色）
- (2) 条件設定エリア・・・将来的に条件整備が必要なエリア （青色）
(記載例：農地整備事業、ため池整備、用排水路の整備)
- (3) 耕作者未定エリア・・・将来的に耕作者が未定のエリア （黒色）
- (4) 非耕作エリア・・・将来的に、耕作不能になる可能性のあるエリア （赤色）

2 ゾーニングしたエリア（(3)、(4)除く）ごとに、耕作者情報として「別紙「栗原市〇〇地区目標地図素案 耕作（予定）者名簿」に記載。

3 ゾーニングしたエリア（(3)、(4)除く）ごとに、生産している主な作物について表示。

作物（色分け）の表示要領（シールで表示する）

- ・  水稲 ・  大豆 ・  飼料作物 ・  高収益作物（野菜、果樹） ※代表的な作物名を付箋に記入し地図に貼る。

4 ゾーニングしたエリアに係る特記事項があれば、付箋に記入し地図に貼る。

(記載例：ブロックローテーション、鳥獣害緩衝体設置)

4 目標地図の素案作成の進め方 ②

○ゾーニングで指定された農業者が必ず農地を引き受けるということではありません。

○ゾーニングにより、受け手の空白地帯の確認や、農地の集積、集約化に向けた話し合いの参考とします。

○地域計画に位置づける「農業を担う者」については、農業者から提出された申出書の内容により掲載する予定です。

